

●香川県監査委員公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成23年6月28日

香川県監査委員 仲 山 省 三
同 鍋 嶋 明 人
同 綾 田 福 雄
同 黒 島 啓

- 1 監査対象部局 商工労働部
- 2 監査対象年度 平成22年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
産業技術センター	平成23年4月12日
栗林公園観光事務所	”
高松高等技術学校	平成23年4月15日
丸亀高等技術学校	”
計量検定所	”
労働政策課	平成23年5月13日
観光交流局	平成23年5月19日
経営支援課	”
産業政策課 (産業集積推進室)	平成23年5月25日
大阪事務所	平成23年5月30日

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入について

職業訓練指導員試験手数料等に係る代替証券について、現金化することなく指定金融機関に直接払い込む必要があった。(労働政策課)

イ 旅費について

旅費について、請求が遅れたため、11か月から5か月支給が遅延しているものが11件、支給されていないものが1件あった。(観光交流局)

(3) 検討指示事項

該当事項なし